

クレジットカード付帯旅行傷害保険の補償適用条件改定のお知らせ

クレジットカードに付帯されている海外・国内旅行傷害保険の補償適用条件が変更になります。

2026年10月16日（金）以降ご出発のご旅行より、海外・国内旅行傷害保険の補償適用条件を改定させていただきます。

改定対象カードの「海外旅行傷害保険」「国内旅行傷害保険」は、旅行代金等をカード決済いただくことが必要となります。

- 保険金のお支払いの可否は、普通保険約款および特約などに基づく引受保険会社の審査がございますのでご了承ください。

海外旅行傷害保険

<改定対象>

個人会員 プラチナカード・ゴールドカード・セルカカード

<改定対象外>

法人会員 プラチナカード・ゴールドカード

<海外旅行傷害保険の補償適用条件>

下記1～3のいずれかを満たした場合、補償適用となります。

- 1.日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具（※1）の利用代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
- 2.日本出国前に募集型企画旅行（※2）の旅行代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
- 3.日本出国後に公共交通乗用具（※1）の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した（※3）場合

※1 日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。（当該旅行のために乗用するものに限ります）

※2 旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※3 当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

【改定前】2026年10月15日（木）までは、下表の通りとなっております。

補償内容・補償金額

会員種別		個人会員		
カード券種		プラチナカード	ゴールドカード	セルカカード
傷害死亡・ 後遺障害	合計	最高 1 億円	最高 5,000 万円	最高 2,000 万円
	自動付帯	最高 1 億円	最高 1,000 万円	最高 2,000 万円
	ご利用条件を満たした場合	-	最高 4,000 万円	-
傷害治療費用（1 事故の限度額）		最高 500 万円	最高 300 万円	最高 80 万円
疾病治療費用（1 疾病の限度額）		最高 500 万円	最高 300 万円	最高 80 万円
賠償責任（1 事故の限度額）		最高 1 億円	最高 5,000 万円	最高 2,000 万円
携行品損害（自己負担額 3,000 円） （1 旅行かつ 1 年間の限度額）		最高 100 万円	最高 50 万円	最高 20 万円
救援者費用（1 年間の限度額）		最高 1,000 万円	最高 500 万円	最高 100 万円

※ゴールドカードについては、傷害死亡・後遺障害は、事前の旅費などの当該カードでのクレジット決済有無により最高補償額が異なります。

※傷害死亡・後遺障害以外の担保項目は、当該カードでのクレジット決済有無に関わらず自動的に補償されます。

【改定後】2026年10月16日（金）以降ご出発のご旅行より下表の通りとなります。

自動付帯が廃止となり、すべての担保項目について、事前に旅費などを当該カードでクレジット決済いただくことが前提です。

補償内容・補償金額

会員種別		個人会員		
カード券種		プラチナカード	ゴールドカード	セルカカード
傷害死亡・後遺障害		最高 1 億円	最高 5,000 万円	最高 2,000 万円
傷害治療費用（1 事故の限度額）		最高 500 万円	最高 300 万円	最高 80 万円
疾病治療費用（1 疾病の限度額）		最高 500 万円	最高 300 万円	最高 80 万円
賠償責任（1 事故の限度額）		最高 1 億円	最高 5,000 万円	最高 2,000 万円
携行品損害（自己負担額 3,000 円） （1 旅行かつ 1 年間の限度額）		最高 100 万円	最高 50 万円	最高 20 万円
救援者費用（1 年間の限度額）		最高 1,000 万円	最高 500 万円	最高 100 万円

海外旅行の補償対象期間について

1. 会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間（海外旅行の目的で住居を出発してから住居に到着するまでの間で、かつ日本出国前日の午前 0 時から日本入国日翌日の午後 12 時までの間）中とします。ただし、日本出国日から 3 ヶ月後の午後 12 時までを限度とします。

2. ご利用条件を満たした場合の旅行期間は、日本出国前に対象料金を当該カードで支払った場合には「日本出国から 3 ヶ月後の午後 12 時まで」、日本出国後に対象料金を当該カードで支払った場合には「料金を当該カードで支払ってから 3 ヶ月後の午後 12 時まで」とします。

海外旅行傷害保険・家族特約（個人カード本会員の方）

以下の表に記載のカードは、本会員・ご家族会員以外のご家族にも海外旅行傷害保険が付帯されております。ご家族の範囲は、満 19 歳未満の方で、本会員と生計を共にする同居の親族、または生計を共にする別居の未婚のお子さまが対象となります。事故発生時、発病日または費用発生日において、各カードの本会員・ご家族会員とそのご家族が対象となります。満 19 歳の判断基準は旅行出発日時点の年齢により判断します。

【改定前】2026 年 10 月 15 日（木）まで

本会員さまのカードの決済状況に関わらず、補償が適用となっております。

【改定後】2026 年 10 月 16 日（金）ご出発のご旅行より下表の通りとなります。

下記 1～3 のいずれかを本会員さまのカードで満たした場合、補償適用されます。

1. 日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具（※1）の利用代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
2. 日本出国前に募集型企画旅行（※2）の旅行代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
3. 日本出国後に公共交通乗用具（※1）の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した（※3）場合

※1 日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。（当該旅行のために乗用するものに限りです）

※2 旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第 12 条の 3 の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※3 当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

家族特約の補償内容・補償金額

会員種別	個人会員	
	プラチナカード	ゴールドカード
カード券種	プラチナカード	ゴールドカード
傷害死亡・後遺障害	最高 1,000 万円	最高 1,000 万円
傷害治療費用（1 事故の限度額）	最高 500 万円	最高 200 万円
疾病治療費用（1 疾病の限度額）	最高 500 万円	最高 200 万円
賠償責任（1 事故の限度額）	最高 1 億円	最高 2,000 万円
携行品損害（自己負担額 3,000 円） （1 旅行かつ 1 年間の限度額）	最高 100 万円	最高 50 万円
救援者費用（1 年間の限度額）	最高 1,000 万円	最高 200 万円

■ご注意

※海外旅行傷害保険および海外旅行傷害保険・家族特約と同様の保険が付帯されているほかの個人用クレジットカードをお持ちの場合、死亡・後遺障害の保険金額は合算されません。最も高い保険金額が限度となり、各カードに付帯する保険金額に応じて保険金をお支払いします。

※死亡・後遺障害以外の保険金は、複数の同種保険にご加入の場合、カード付帯に限らず各保険の保険金額に応じて、保険金が支払われるべき損害額を按分して保険金をお支払いします。

国内旅行傷害保険

<改定対象>

個人会員 プラチナカード・ゴールドカード

<改定対象外>

個人会員 セルカカード※従来よりカード利用条件付帯のカードです。

法人会員 プラチナカード・ゴールドカード

国内旅行傷害保険の補償適用条件

下記 1～3 のいずれかを満たした場合、補償適用となります。

1.公共交通乗用具（※1）搭乗中の傷害事故

⇒当該公共交通乗用具に搭乗する以前にその料金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合

2.宿泊施設に宿泊中の火災・破裂・爆発による傷害事故

⇒当該宿泊施設の宿泊代金をご利用前にあらかじめ当該クレジットカードにより払い込んだ場合

またはノークーポンシステム（※3）を利用して予約した場合

3.宿泊を伴う募集型企画旅行（※2）参加中の傷害事故

⇒宿泊を伴う募集型企画旅行の代金を当該クレジットカードにより払い込んだ場合

※1 航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどをいいます。（当該旅行のために乗用するものに限りです）

※2 旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※3 ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者にカード会員であることおよびあらかじめ宿泊施設の料金を当該クレジットカードにより払い込むことを告知してホテル・旅館などの宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

※4 事故発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

【改定前】2026年10月15日（木）までは、下表の通りとなっております。

補償内容・補償金額

会員種別		個人会員	
カード券種		プラチナカード	ゴールドカード
傷害死亡・後遺障害	合計	最高1億円	最高5,000万円
	自動付帯	最高1億円	最高1,000万円
	ご利用条件を満たした場合	—	最高4,000万円
入院日額（事故の日から8日目以降、入院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます）		5,000円	5,000円
通院日額（事故の日から8日目以降、通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます）		2,000円	2,000円
手術費用（1回の事故につき1回の手術に限る）		最高20万円	最高20万円

※ゴールドカードについては、傷害死亡・後遺障害は、事前の旅費などの当該カードでのクレジット決済有無により最高補償額が異なります。

※傷害死亡・後遺障害以外の担保項目は、当該カードでのクレジット決済有無に関わらず自動的に補償されます。

【改定後】2026年10月16日（金）ご出発のご旅行より下表の通りとなります。

自動付帯が廃止となり、すべての担保項目について、事前に旅費などを当該カードでクレジット決済いただくことが前提です。

補償内容・補償金額

会員種別		個人会員	
カード券種		プラチナカード	ゴールドカード
傷害死亡・後遺障害		最高1億円	最高5,000万円
入院日額（事故の日から8日目以降、入院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます）		5,000円	5,000円
通院日額（事故の日から8日目以降、通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます）		2,000円	2,000円
手術費用（1回の事故につき1回の手術に限る）		最高20万円	最高20万円

■ご注意

※同様の保険が付帯されているほかのクレジットカードをお持ちの場合、お持ちのカードのうち、最も高い保険金額がお支払いの限度額となります。

海外航空便遅延保険

<改定対象>

個人会員 プラチナカード

<改定対象外>

法人会員 プラチナカード

海外航空便遅延保険の補償適用条件

下記 1～3 のいずれかを満たした場合、補償適用となります。

- 1.日本出国前に航空機、電車、船舶、タクシー、バスといった公共交通乗用具（※1）の利用代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
- 2.日本出国前に募集型企画旅行（※2）の旅行代金を当該カードでクレジット決済した（※3）場合
- 3.日本出国後に公共交通乗用具（※1）の利用代金をはじめて当該カードでクレジット決済した（※3）場合

※1 日本国内においては、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシーなどを、海外においては、これに準じる乗用具をいいます。（当該旅行のために乗用するものに限りです）

※2 旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地および日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊のサービスの内容ならびに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行（旅行業法第 12 条の 3 の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 2 条第 1 項に規定するもの）をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

※3 当該カードにてクレジット決済いただく金額に定めはございません。全部または一部でもカード利用条件を満たします。

【改定前】2026 年 10 月 15 日（木）までは、カード利用の有無に関わらず自動付帯され、補償内容等は、下表の通りとなっております。

補償内容・補償金額

会員種別	個人会員
カード券種	プラチナカード
乗継遅延費用	最高 2 万円
手荷物遅延費用	最高 2 万円
手荷物紛失費用	最高 4 万円
出航遅延・欠航による食事費用	最高 2 万円

【改定後】2026 年 10 月 16 日（金）ご出発のご旅行より自動付帯が廃止となり、すべての担保項目について、事前に旅費などを当該カードでクレジット決済いただくことが前提です。

補償内容・補償金額は、上表から変更ございません。

■ご注意

※同様の費用に対し保険金が支払われる他の保険契約がある場合には、按分して保険金をお支払します。

お問い合わせ

プラチナカードおよびゴールドカード会員の方
V J 保険デスク（三井住友海上）
フリーダイヤル：0120-658-811（通話料無料）
受付時間／9：15～17：00 年中無休

セルカカード会員の方
C E R C Aカード保険デスク（共栄火災）
フリーダイヤル：0120-392-220（通話料無料）
受付時間／24時間・年中無休